

## 告示

### 埼玉県告示第千二百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール川口

埼玉県川口市安行領根岸三千百八十

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）イオンモール川口

埼玉県川口市安行領根岸三千百八十

（変更後）イオンモール川口

埼玉県川口市安行領根岸三千百八十

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）サイボー株式会社 代表取締役 飯塚剛司

埼玉県川口市前川一丁目一番七十号

（変更後）サイボー株式会社 代表取締役 飯塚榮一

埼玉県川口市前川一丁目一番七十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 未定

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計七十八者

#### ハ 変更年月日

令和三年六月二十九日外

#### ニ 届出年月日

令和三年九月十日

#### 二 縦覧期間

令和三年十月八日から令和四年二月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十月八日から令和四年二月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課